

ダイアログ・ミュージアム「対話の森」
Covid19感染症拡大防止対策について

2020.7月

厚生労働省安全衛生委員会が定めるチェックリストに基づき策定

■お客様に対する対策

(1) 感染防止のための基本的対策

項目	小項目	内容
感染防止の3つの基本	身体的距離の確保	お客様同士の間隔はできるだけ1.5～2メートル確保した状態でご案内をする スタッフがお客様と会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
	マスク着用	ご体験時にマスクを着用をお願いをする
	手洗い	手洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗うようトイレ内に掲示を行う
健康状態の確認	毎日の検温	ご自宅で検温をしていただくよう事前をお願いするとともにご来場時に検温を行う
	体調確認	ご来場時に体調（風邪症状や発熱の有無等）の確認を行い、体調がすぐれない場合はご体験をご遠慮いただく

(2) 感染防止のための具体的対策

項目	小項目	内容
三密に対する基本的対策		1回のご体験人数を定員数から減少し、ご案内をする
		コンシェルジュが声をかけ、お客様同士が密にならないようにする。そのほか、近距離での接触をとまなうサポートの要望があった場合で、サポートを行うことが望ましいと判断されたときは、原則断らず、またサポート等を行う際には、極力担当を決め、決められた人が終日対応に努める
密閉空間		窓を1時間に2回程度、全開し密閉な状態を作らない
人が密集する場所	受付	お客様受付を行う場所はアクリル板を入れる
接触感染防止		お客様が触れる物品（椅子、ボールペン等）は1回のご体験が終了するたびにこまめに消毒を実施する
		スタッフが触れる物品、機器類はこまめに消毒を実施する
清掃	トイレ	トイレのチェック係を決め、定期的に必ず消毒を行う
		トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
		ペーパータオルを設置する
休憩	休憩スペース	待合スペースでの飲食をご遠慮いただくよう掲示をする。
廃棄物	ゴミ	ゴミは持ち帰っていただくよう掲示をする

※なお、注意喚起や大切な情報を伝える際に掲示のみにすると、目が見えない人、見えにくい人が認識することが困難になるため、口頭で伝えるなど、状況に応じて適切に対応する。

(3) Covid19の陽性者や濃厚接触者が出た場合などの対応

項目	小項目	内容
陽性者等に対する対応	陽性者が出た場合	陽性であると判明した場合は、速やかに電話またはメール等により連絡してもらうことを事前に伝えておく
		体験をしたお客様から陽性者が判明した場合、事前に得ている個人情報に基づき同じ回で体験をされたお客様に連絡を行う

■スタッフにおける対策
(1) 感染防止のための基本的対策

項目	小項目	内容
感染防止の3つの基本	身体的距離の確保	人との間隔はできるだけ1.5～2メートル空ける。ただし、障害者スタッフへのサポートを行うことが望ましいと判断されたときは、介助を行うほか、視覚障害者スタッフにとっては、周囲の人たちとの距離が分からない場合もあるので、間隔を空けるよう依頼する際には、口頭で伝えるなど、状況に応じて適切に対応する。 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
	マスク着用	外出時、屋内にいるときや会話をするときに症状がなくてもマスクの着用をする。聴覚障害者スタッフとのコミュニケーションにおいては手話通訳者をはじめスタッフ等は口元、表情が見えるようにフェイスシールドを着用する等の柔軟な工夫も行う。
	手洗い	手洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う。手指の消毒等に当たり、アルコール過敏症の人など、消毒液を利用することが好ましくない人については、石鹸を用いた手洗いを入念に行うなど、柔軟に対応するよう周知する。
三つの密の回避	密の回避	三つの密（密集、密接、密閉）を回避する行動について全員に周知し、徹底している。ただし、視覚障害者スタッフにとっては、周囲の人たちとの距離が分からない場合もあるので、間隔を空けるよう依頼する際には、口頭で伝えるなど、状況に応じて適切に対応する。
	咳エチケット	咳エチケットを全員に周知、徹底している
	換気	こまめな換気について全員に周知、徹底している
健康状態の確認	毎日の検温	出勤前の検温を徹底している
	体調確認	出社時に全員の日々の体調（風邪症状や発熱の有無等）を確認している
健康確保措置	時間外労働	長時間の時間外労働を避ける等、疲労が蓄積しないように配慮する
	生活習慣	十分な栄養摂取と睡眠確保について意識するように求めている
働く環境	働き方	テレワークを導入している。ただし、障害の種類や度合いに合わせて、適切な機材や環境の配備を検討する。 ローテーション勤務・時差出勤を取り入れている
	執務環境	執務スペースは身体的距離が確保できるような配置にする
	打ち合わせ	オンライン会議を導入している。ただし、聴覚障害者スタッフが入る場合には、情報保障のために遠隔手話通訳や音声認識アプリの導入も検討する。 対面での打ち合わせは換気とマスク着用を実践している。ただし、情報保障のために手話通訳者を配置する場合は、オンラインを利用した遠隔による手話通訳も検討し、また現地で手話通訳を行う場合は、口元、表情が見えるよう、フェイスシールドを着用する等の工夫をする。

(2) 感染防止のための具体的対策

項目	小項目	内容
三密に対する基本的対策		換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声等が同時に発生する行事や会議、研修等を行わない エンターテインメントの体験人数を定員数から減少させ、チケット販売を行う
	密閉空間	職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準を満たしている 窓を1時間に2回程度、全開する

人が密集する場所	会議等	対面での会議、ミーティングを行う場合は人との間隔を1.5～2メートル空け、できる限り真正面を避ける。ただし、視覚障害者スタッフにとっては、周囲の人たちとの距離が分からない場合もあるので、間隔を空けるよう依頼する際には、口頭で伝えるなど、状況に応じて適切に対応する。
	顧客対応	お客様受付を行う場所はアクリル板を入れる
接触感染防止		物品・機器類（電話、パソコン、デスク等）については、共用をできるだけ回避する
		スタッフが触れる物品、機器類はこまめに消毒を実施する
清掃	共通	不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。 床部分は掃除機を使用し、その他の汚れはマイクロファイバークロスで拭く
	トイレ	トイレのチェック係を決め、定期的に必ず消毒を行う 洗面台・蛇口、トイレのレバー・ドアノブなどはこまめにアルコールで清拭する トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する ペーパータオルを設置、石鹸はポンプ型を使用する 洗面所やトイレの床部分を一日の終わりに次亜塩素酸で消毒する ※次亜塩素酸で掃除をする場合には厚労省のマニュアルに従い使用する
休憩	休憩スペース	執務スペースと休憩スペースを分離し、対面で食事や会話をしないようにする
廃棄物	ゴミ	鼻水、唾液等が付いたごみはビニール袋に入れて密閉して縛る 自分のゴミは持ち帰ることを徹底する ゴミを回収する必要がある場合、マスクや手袋を着用する。作業後は必ず石鹸と流水で手洗いをする。
	出勤	風邪症状などが出た場合は「出勤しない、させない」を徹底する 「Covid19についての相談の目安」や最寄りの「帰国者・接触者相談センター」を周知する

(3) Covid19の陽性者や濃厚接触者が出た場合などの対応

項目	小項目	内容
陽性者等に対する対応	不利益、差別の禁止	陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な対応をしないことや差別的な取り扱いを禁止することを全員に伝えている
	陽性者が出た場合	陽性であると判明した場合は、速やかに会社に電話またはメール等により連絡することを周知している
		陽性であると判明した場合の報告先セクション及び担当者を決定し、全員に伝えている
		陽性であると判明した場合に報告を受けた場合、情報を取り扱う部署の範囲を決めて、全員に伝えている
		陽性者と濃厚接触した者が職場内にいた場合の対応をルール化（必要な届け出を行い、陰性がわかるまで自宅待機をする等）し、全員に伝えている
	顧客対応	体験をしたお客様から陽性者が判明した場合、定められた機関に連絡を行うとともに同じ回で体験をされたお客様に連絡を行う
感染防止に向けた行動変容	その他	濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる保健所・帰国者・接触者相談センターを確認している
		代表がCovid19感染症拡大防止に積極的に取り組むことを表明している 職場内において感染症拡大防止をタスクとし、実現可能な対策を議論し、実行している